

平成 29 年第 1 回臨時会

(第 1 日)

平成 29 年 8 月 1 日

平成 29 年第 1 回平川市議会臨時会議事日程 (第 1 号) 平成 29 年 8 月 1 日 (火)
午前 10 時 00 分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 常任委員会委員の選任
- 第 5 議会運営委員会委員の選任
- 第 6 議会広報特別委員会委員の選任
- 第 7 報告第 9 号 専決処分した事項の報告について
・専決第 10 号 損害賠償額の決定及び和解の件について
- 第 8 閉会中における議会運営委員会の継続調査について
閉会中における各常任委員会の継続調査について
閉会中における議会広報特別委員会の継続調査について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員 (20 名)

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	工藤 貴弘	8	山田 忠利	15	工藤 竹雄
2	工藤 秀一	9	石田 昭弘	16	齋藤 政子
3	福士 稔	10	原田 淳	17	齋藤 律子
4	長内 秀樹	11	桑田 公憲	18	田中 友彦
5	山口 金光	12	大川 登	19	佐藤 雄
6	佐藤 保	13	小野 敬子	20	齋藤 英仁
7	佐藤 寛	14	葛西 清仁	—	—

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による出席者

職名	氏名	職名	氏名
市長	長尾忠行	教育長	柴田正人
副市長	古川洋文	総務部長	齋藤久世志

○出席事務局職員

職名	氏名	職名	氏名
事務局長	相馬昌幸	主事	石岡奈々子
主幹兼議事係長	長濱貴弘	—	—

午前10時00分 開会及び開議

○議長
(齋藤政子議員)

皆さん、おはようございます。

会議に入る前に、議場内の議員、理事者並びに傍聴者の皆様に申し上げます。携帯電話をお持ちの方は、音の出ないような操作をお願いいたします。

ただいまの出席議員は20名で、定足数に達しておりますので、これより平成29年第1回平川市議会臨時会を開会いたします。

報道関係者及び議会広報のため、議場内において撮影をすることを許可しておりますので、御了承願います。

暑い方は、上着を脱いでも結構でございます。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により4番、長内秀樹議員及び5番、山口金光議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題といたします。

先ほど議会運営委員会を開催し、会期について協議しましたところ、お手元に配付いたしました会期日程表（案）のとおり、会期は本日1日間と決定されました。

お諮りいたします。

○議長

議会運営委員会の決定のとおり、本臨時会の会期は本日1日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の規定により、本臨時会に市長、副市長、教育長、総務部長の出席を求めました。

市長より、報告案件として報告第9号専決処分した事項の報告についての1件が提出されました。

総務企画常任委員会より、去る5月12日に実施された所管事務調査報告書が提出されましたので、御精読願います。

本臨時会に出席する者にタブレット等の持ち込みを許可しております。

利用される議員及び説明者は、傍聴及び視聴されている方々に誤解を与えない利用形態としていただきますようお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4、常任委員会委員の選任を議題といたします。

常任委員会委員の選任については、議員間において協議済みでありますので、お手元に配付しております資料1の常任委員会・委員名簿(案)を御参照願います。

各常任委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、総務企画常任委員会委員に田中友彦議員、葛西清仁議員、大川登議員、桑田公憲議員、石田昭弘議員、山口金光議員、福士稔議員、以上7名です。

建設経済常任委員会委員に工藤竹雄議員、小野敬子議員、原田淳議員、山田忠利議員、佐藤寛議員、佐藤保議員、工藤秀一議員、以上7名です。

教育民生常任委員会委員に齋藤英仁議員、佐藤雄議員、齋藤律子議員、齋藤政子議員、長内秀樹議員、工藤貴弘議員、以上6名をそれぞれ指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました20名の方をそれぞれの常任委員会の委員に選任することに決定いたしました。

日程第5、議会運営委員会委員の選任を議題といたします。

議会運営委員会委員の選任については、議員間において協議済みでありますので、お手元に配付しております資料1の議会運営委員会・委員名簿(案)を御参照願います。

○議長

○議長

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、田中友彦議員、大川 登議員、原田 淳議員、山口金光議員、長内秀樹議員、福士 稔議員、以上6名を指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました6名の方を議会運営委員会の委員に選任することに決定いたしました。

それでは、これから各常任委員会及び議会運営委員会の正副委員長を互選し、その結果を議長に報告していただきたいと思います。

総務企画常任委員会は第1委員会室に、建設経済常任委員会は第2委員会室に、教育民生常任委員会は第3委員会室において会議を開き、正副委員長を互選願います。

その後、議会運営委員会は正副議長室において会議を開き、正副委員長を互選願います。

また、委員会条例第10条第2項の規定により、それぞれの委員長が決定するまでは、年長の委員に臨時委員長として委員長の職務をお願いいたします。

それでは、暫時休憩いたします。

よろしく願いいたします。

午前10時08分 休憩

午前10時46分 再開

○議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

各常任委員会及び議会運営委員会の正副委員長の互選の結果について報告いたします。

総務企画常任委員会の委員長に福士 稔議員、副委員長に大川 登議員。

建設経済常任委員会の委員長に原田 淳議員、副委員長に小野敬子議員。

教育民生常任委員会の委員長に長内秀樹議員、副委員長に工藤貴弘議員。

議会運営委員会の委員長に田中友彦議員、副委員長に山口金光議員。

以上でございます。

日程第6、議会広報特別委員会の選任を議題といたします。

地方自治法第109条及び委員会条例第6条の規定により、平川市議会の活動内容を市民に報告することを目的に、6人の委員で構成する議会広報特別委員会が設置されております。

ただいま、書記より配付いたします資料2、議会広報特別委員会・委

員名簿（案）を御参照願います。

（資料2 議会広報特別委員会・委員名簿（案） 配付）

○議長

議会広報特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、田中友彦議員、原田 淳議員、石田昭弘議員、長内秀樹議員、福士 稔議員、工藤貴弘議員、以上6名を指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました6名の方を議会広報特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

ただいま選任いたしました議会広報特別委員会委員について、委員会条例第3条及び第5条の規定を準用し、任期は2年とし、任期の起算は選任の日からとしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長

異議なしと認めます。

よって、議会広報特別委員会委員の任期及び任期の起算は、委員会条例第3条及び第5条の規定を準用することに決定いたしました。

それでは、これから第1委員会室において議会広報特別委員会の会議を開き、正副委員長を互選願います。

また、委員会条例第10条第2項の規定により、委員長が決定するまでは、年長の委員に臨時委員長として委員長の職務をお願いいたします。

それでは、暫時休憩いたします。

広報のほう、よろしく願います。

午前10時50分 休憩

午前11時00分 再開

○議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

議会広報特別委員会の正副委員長の互選の結果について報告いたします。

議会広報特別委員会の委員長に石田昭弘議員、副委員長に工藤貴弘議員。

以上でございます。

なお、地方自治法第100条第19項及び平川市議会図書室規程により議会図書室が設置され、図書室運営委員会を設けておりますが、この業務を議会広報特別委員会に委嘱しますので、よろしく願います。

日程第7、報告案件に入ります。

報告第9号専決処分した事項の報告について、専決第10号損害賠償額の決定及び和解の件についてを議題といたします。

○市長
(長尾忠行)

報告内容の説明を求めます。

市長、登壇願います。

(市長登壇)

ただいまは、常任委員会、議会運営委員会、議会広報特別委員会の各委員が選任されました。選任された委員の皆様におかれましては、今後2年間、平川市の発展のためによりしくお願いを申し上げます。

それでは、報告第9号専決処分した事項の報告について御説明をいたします。

専決第10号損害賠償額の決定及び和解の件については、自動車事故による損害賠償額の決定等について、地方自治法第180条第1項の規定により平成29年6月19日付けで専決処分したので、御報告申し上げるものであります。

事故の概要は、平成29年5月11日、秋田県秋田市中通7丁目2番15付近の市道上において、公用車が相手方の普通自動車と接触し、損害を与えたものであります。

損害賠償額は2万5,957円であり、過失割合は市が2割であります。

なお、賠償額については、全額、全国自治協会自動車損害共済で補てんされるものであります。

以上、御報告いたします。

(市長降壇)

○議長

報告第9号は、地方自治法第180条第2項の規定により、報告のみで終わります。

日程第8、閉会中における議会運営委員会、各常任委員会及び議会広報特別委員会の継続調査についてを議題といたします。

始めに、議会運営委員会委員長より、議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項についての継続調査の申し出がありました。

また、各常任委員会委員長より、各委員会の所管事務調査についてを、また、議会広報特別委員会委員長より、市議会だよりの編集発行に関する事項についてを、閉会中における継続調査としたい旨の申し出がありました。

お諮りいたします。

申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長、各常任委員長及び議会広報特別委員長の申し出のとおり、閉会中における継続調査に付することに決定いたしました。

なお、常任委員会においては、調査期日、調査内容、その他細部について、各常任委員会で協議のうえ、実施していただきたいと思います。

以上で、本日の日程は 全部終了いたしました。
よって、会議を閉じます。
これをもって、平成29年第1回平川市議会臨時会を閉会いたします。

午前11時06分 閉議及び閉会

